

～地方自治体として初～ 脱炭素社会の実現をめざして 横浜市と日本気候リーダーズ・パートナーシップが連携協定を締結

横浜市は、現在改定中の「横浜市地球温暖化対策実行計画」（以下、改定計画）において、**他都市に先駆け、今世紀後半のできるだけ早い時期における脱炭素化の実現**を、温暖化対策の目指す姿（ゴール）とする「Zero Carbon Yokohama」を掲げ、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化し、持続可能な大都市モデルの実現に向けた取組を進めています。

本日、**横浜市**と気候変動対策を戦略的に推進し、持続可能な脱炭素社会の実現を目指す企業ネットワークである**日本気候リーダーズ・パートナーシップ**（Japan Climate Leaders' Partnership（以下、「Japan-CLP」））は、**脱炭素社会の実現を目的とした連携協定を締結**しました。

1 経緯

Japan-CLP は、**RE100^{*1}**に加盟している**国内企業7社すべてが参加**するなど、脱炭素社会の実現に向けて積極的な取組を進める企業からなる、脱炭素化に向けた産業界の取組をけん引する企業ネットワークです。

今回、Japan-CLP から、横浜市のこれまでの取組に加え「Zero Carbon Yokohama」の方針や改定計画の重点施策として位置付ける「**新横浜都心、日吉・綱島地区を中心とした環境モデルゾーン**」^{*2}の取組に強く共感をいただき、連携についてご提案をいただきました。

脱炭素化に向けては、現状の取組の延長線上ではなく、経済社会システムやライフスタイルのイノベーションが必要です。そのため「企業協働による取組促進」「経済と環境の好循環」といった視点を強化し、Japan-CLP に参加する企業の皆様の先進的な知見を活かしながら、脱炭素社会の実現に向けて両者で連携して取り組んでいきます。

※1 RE100

事業に必要な電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際イニシアチブ。

※2 新横浜都心、日吉・綱島地区を中心とした環境モデルゾーン

本地域では、高い環境性能をコンセプトとした開発が進むとともに、RE100を目指すなど環境面で意欲的な企業の進出も進んでいます。

この機をとらえ、企業等の皆様との連携を進め、環境モデルゾーンとして、地域における低炭素化及び環境に関する先進的な取組の推進により地域の活力を高めていきます。



裏面あり

2 連携協定の対象分野と主な取組内容

以下の4分野について連携します。

(1) 省エネルギー対策の推進に関すること

■ 市内企業向けの取組支援講座の開催

横浜市が主催する市内事業者向けセミナーにおいて、Japan-CLP が省エネのポイント等の講義を行い、事業者の省エネ対策を支援します。

(2) 再生可能エネルギー等の創出・導入・利用拡大に関すること

■ 新横浜都心、日吉・綱島地区を中心とした環境モデルゾーンの推進

横浜市が進める環境モデルゾーンの企画検討や実証などに Japan-CLP も参画し、企業と自治体が連携した脱炭素化への取組を推進します。

■ 再生可能エネルギーの市域外からの調達に関する取組

横浜市が進める再生可能エネルギーを市域外から調達する仕組みづくりの検討に Japan-CLP も参画するとともに、メンバー企業の脱炭素化に向けた活用を検討します。

(3) 中小企業への脱炭素化に向けた働きかけに関すること

■ 中小企業の取組支援のための研修

横浜市が主催する市内事業者向け環境経営セミナーなどに Japan-CLP が協力し、脱炭素化に向けた動向やメンバー企業の取組紹介などを行います。

(4) その他、国内外への情報発信等、脱炭素社会を目指した取組に関すること

■ 国内外への情報発信に関する取組

両者が主催する各種イベントや講演会、その他両者が参加する国内外の国際会議等で連携協定に基づく取組の情報発信を行います。

(参考) 日本気候リーダーズ・パートナーシップについて

名称	日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan Climate Leaders' Partnership (Japan-CLP))
設立	2009年7月
顧問	桜井 正光(元・経済同友会代表幹事、元・株式会社リコー会長)
共同代表	石田 建一(積水ハウス株式会社常務執行役員環境推進部長) 加藤 茂夫(株式会社リコー執行役員サステナビリティ推進本部長) 川上 敏弘(株式会社LIXIL EHS 推進部 部長)
加盟企業	全78社(詳細別紙)

日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP) は、持続可能な脱炭素社会の実現には産業界が健全な危機感を持ち、積極的な行動を開始すべきであるという認識の下に設立した、日本独自の企業グループです。

持続可能な脱炭素社会への移行に先陣を切ることを自社にとってのビジネスチャンス、また次なる発展の機会と捉え、政策立案者、産業界、市民などとの対話の場を設け、日本やアジアを中心とした活動の展開を目指しています。

主な活動内容は以下の4点です。

- ① 気候変動、脱炭素に関連する国内海外の重要動向の把握
- ② 企業活動の脱炭素化への挑戦 (RE100、EP100、EV100 への加盟支援など)
- ③ 脱炭素ビジネスへの協働
- ④ 企業からの意欲的な政策提言

お問合せ先

温暖化対策統括本部調整課企画担当課長 池上 武史 Tel 045-671-4108

メンバー企業(17社)

1	◆	アスクール株式会社
2	◆	イオン株式会社
3		株式会社NTTファシリティーズ
4		株式会社エンビポロ・ホールディングス
5		オリックス株式会社
6		キッコーマン株式会社
7		佐川急便株式会社
8		自然電力株式会社
9		新日本有限責任監査法人

10	◆	積水ハウス株式会社
11	◆	大和ハウス工業株式会社
12		DOWAエコシステム株式会社
13		戸田建設株式会社
14		富士通株式会社
15		株式会社村田製作所
16		株式会社LIXILグループ
17	◆	株式会社リコー

賛助会員(61社)

18		旭化成ホームズ株式会社
19		味の素株式会社
20		株式会社イトーキ
21		株式会社ウェストボックス
22		株式会社ウエストホールディングス
23		株式会社 WELLNEST HOME
24		エコシステムジャパン株式会社
25		株式会社エコスタイル
26		有限会社エコネットワークス
27		株式会社エコワークス
28		株式会社エックス都市研究所
29		エネサーブ株式会社
30		エリーパワー株式会社
31		大智化学産業株式会社
32		おひさまエナジーステーション株式会社
33		花王株式会社
34		鹿島建設株式会社
35		京セラ株式会社
36		興銀リース株式会社
37		小松ウオール工業株式会社
38		JFEエンジニアリング株式会社
39		株式会社ジェネックス
40		清水建設株式会社
41	◆	城南信用金庫
42		株式会社ダイフク
43		高砂熱学工業株式会社
44		但馬信用金庫
45		株式会社地域計画建築研究所
46		株式会社長大
47		DSM株式会社
48		株式会社TBM

49		低炭素化支援株式会社
50		東京海上日動火災保険株式会社
51		東京製鐵株式会社
52		日軽パネルシステム株式会社
53		日東電工株式会社
54		NSGグループ
55		日本エヌ・ユー・エス株式会社
56		日本ガイシ株式会社
57		株式会社日本格付研究所
58		日本航空株式会社
59		株式会社日本政策投資銀行
60		日本電信電話株式会社
61		ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
62		パナソニック株式会社
63		株式会社バランスハーツ
64		ピコットエナジー株式会社
65		株式会社ビジネスコンサルタント
66		富士フィルムホールディングス株式会社
67		芙蓉総合リース株式会社
68		株式会社前川製作所
69		株式会社 丸井グループ
70		みずほ情報総研株式会社
71		三菱自動車工業株式会社
72		三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
73		三菱UFJリース株式会社
74		みんな電力株式会社
75		株式会社ユーグレナ
76		株式会社レノバ
77	◆	ワタミファーム&エナジー株式会社
78		和のエネルギー株式会社

※◆印：RE100加盟企業

横浜市と日本気候リーダーズ・パートナーシップとの連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と日本気候リーダーズ・パートナーシップ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現を目指した取組を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）省エネルギー対策の推進に関すること
- （2）再生可能エネルギー等の創出・導入・利用拡大に関すること
- （3）中小企業への脱炭素化に向けた働きかけに関すること
- （4）その他、国内外への情報発信等の脱炭素社会を目指した取組に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（環境への配慮）

第2条 甲と乙は、前条に定める事項の連携・協力を行うにあたっては、できる限り環境に配慮するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月5日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 神奈川県三浦郡上山口2108-11
日本気候リーダーズ・パートナーシップ
共同代表 石田 建一

加藤 茂夫

川上 敏弘